

在留資格がない外国人の 児童・生徒の 県外への行動制限を緩和

今年8月に、日本共産党川口市議団は「外国籍居住者の命と人権を守るため国の法整備、制度構築を求める要望書」を国に提出し、国会議員団、埼玉県議団、蕨市議団とともに出入国在留管理庁などに要請を行ってきました。

その要望の中で国の入国管理制度を命と人権を尊重した制度にするよう求め、特に仮放免者の行動範囲の制限について、児童生徒の学校での教育活動（校外学習や部活動など）に関する県外活動は申請しなくても可能となるようにするよう強く要請をしてきました。

日本で生活する外国人のうち、川口市・蕨市には難民申請中の特定在留者や仮放免の方も多く生活しています。この要望の背景には仮放免の状態生活している方は、住民票もなく、医療も教育も労働も移動も不自由な状況におかれていることがあります。特に、学齢期の子どもたちは、住民票がなくても学校に通い教育を受けることはできますが、学校行事の校外活動や部活動などで県外に出るときには、事前に入出国在留管理庁に申請し許可を得ることが必要でした。そのため、子どもの活動が制限されてしまい、生活にも影響が出ていました。

仮放免者への移動制限は逃亡防止が目的であり、学齢期の子どもの行動を制限することは子どもの権利を尊重することにも反しています。今回、出入国管理庁が行動制限の一部を緩和し、学校に通っている子どもについて県外移動への許可申請を不要としました。

引き続き、命と人権が守られる制度となるよう当事者の皆さんの声を聞きながら改善を求めています。

川口市への予算要望提出にあたって 市政懇談会を実施

11月11日(月)、日本共産党川口市議会議員団は川口市への予算要望書の提出をする上で、市政懇談会をおこないました。各地域で取り組まれている議会報告会や日常にお寄せいただいているご意見・ご要望に加えて、市政懇談会の参加団体からの要望も踏まえて予算要望書を取りまとめます。

金子幸弘市議団長は、市政懇談会の開会のはじめに先の衆議院選挙で自公が過半数割れとなった結果について「しんぶん赤旗」の貢献にふれ挨拶した後、10月15日から行われた令和5年度川口市一般会計等決算委員会審議を踏まえた、川口市政の特徴について報告をしました。

その後、参加者から各団体の日頃の取り組みや川口市への要望について報告がされました。「公共工事の設計労務単価の引き上げ等が行われたが建設労働者の賃金は微増。新しい人が来ない。」「川口市国民健康保険組合事業補助金の継続をしてほしい」「コロナが開けた途端、税務調査が増え、税金の一括払いや売掛金の差し押さえなど強権的な調査は許されない。消費税減税・インボイス制度の廃止の声を市もあげてほしい」「国民健康保険税の引き下げや子どもの均等割を3人目から減免しているが1人目から対応してほしい」「教員不足が深刻。教員未配置・未補充が続いている。教員が不人気の職種となり、採用試験の受験者の減少、臨採の先生の減少が続いている。公教育の存続にかかわる問題」「公民館利用者にアンケートを実施し10項目の要望提出。声をあげれば、調理室のエアコン設置・音響備品の改善等も行われた」「特別支援学校の整備を急いでほしい」など意見が出されました。

市政懇談会は、市議団からの質問もしながら参加者との意見交換がされ認識を深める場となりました。最後に市議団長から、各団体のみなさんの要求実現の取り組みと党市議団の議会等での奮闘で、住民の声が活かされる川口市政となるようともに力を尽くすことを述べ懇談会を閉じました。



川口市パートナーシップ届出制度の実施について

これまで日本共産党川口市議団は毎年の予算要望や市議会での一般質問において、性的マイノリティとされているみなさんが生命保険の受取の場合や、住宅入居の契約や病院で家族と同様の扱いが受けられるよう、川口市でのパートナーシップ制度の実現を提案してきました。

川口市においても2025年1月1日予定で、パートナーシップ制度を開始することが川口市議会の地域活性化・生活環境向上特別委員会で報告されました。

(1) 目的 性的指向または性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、パートナーシップ届出制度を制するもの。

(2) 制度の概要

ア 名称：川口市パートナーシップ届出制度

イ 制定する要綱：川口市パートナーシップ届出制度に関する要綱

ウ 内容：双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的マイノリティであり、相互の協力により互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行い、または行うことを約束している2人が市長に届け出るもの。

エ 手続：(ア)双方が署名したパートナーシップ届出書に以下の書類を添付し提出する。

【添付書類】届出者の住民の写しまたは住民票記載事項証明書、婚姻をしていないことが証明できるもの。(戸籍謄本、戸籍抄本など)

(イ)市は内容を審査し、要件を満たしている場合、川口市が「川口市パートナーシップ届出受理証明書」及び「川口市パートナーシップ届出受理証明カード」を交付します。

(3) 開始日 令和7年1月1日(予定)

資材置場の設置等の規制条例の見直しのためのパブリックコメントを募集

川口市では資材置場の設置に条例がありますが、施行前に設置された多くの資材置場が対象外また管理者が不明であり、周辺の住民の皆さんが不安を抱えていることが分かりました。

参考のために広く市民の皆さんに意見等を募集致します。

- 実施期間／令和6年11月1日(金)~11月30日(土)
- 意見の提出方法／文章の持参、郵送、FAX、電子メール
- 公表の方法／市ホームページへの掲載、開発審査課、市政情報コーナーでの閲覧
- 問い合わせ先／都市計画部開発審査課
048-242-6347

(1) 規制の対象

対象区域 市内全域

対象行為

「新たに資材置場の設置を行い、その設置後に屋外保管を行うこと(資材置場の区域面積が100㎡を超えるものに限る)」及び「既に設置された資材置場において、屋外保管を行っていること(資材置場の区域面積が100㎡を超えるものに限る)」とします。

対象者

「資材置場を設置し、屋外保管をしようとする者」及び「既存の資材置場において、屋外保管を行っている者」とします。

(2) 規制の内容

許可制(5年更新)

規制の対象となる行為を行おうとする際には、市長の許可を得なければならないこととします。また適切な屋外保管が行われている事を確認するために、5年ごとに更新を求めるとします。

届出によるみなし許可制(5年更新)

既に設置された資材置場においても、対象となる資材置場の事業者は、市長へ届け出なければならないこととします。届出のあった既存の資材置場については、市長の許可を受けたものとみなします。

許可基準

市長は、次に掲げる基準の全てに適合していると認めるときでなければ、許可してはならないこととします。

i 立地基準(新規のみ)

資材置場の区域が、幅員4m以上の公道で両方向が同等以上の幅員を有する路線まで通り抜けているものに接することとします。(資材置場の区域面積が50㎡を超えるものに限る。)

ii 構造基準(新規のみ)

みだりに人が立ち入るのを防止するため、資材置場の区域の境界の内側に囲いを設けることとします。材置場の区域面積が50㎡を超える場合には、区域の境界と上記の囲いが2mの空地を設けることとします。

iii 保管基準(新規及び既存)

資材の屋外保管における不適切な行為を迅速かつ円滑に覚知し、是正に繋げていく観点から、上記の囲いの一部に透明な板等を設けることで、透明性を確保することとします。

手続

i 事前協議(新規のみ)

資材置場の設置に先立って、必要な書類を添付し、市長と協議しなければならないこととします。

ii 住民への周知(新規のみ)

設置する資材置場周辺の住民に対して、事前協議の内容を基に、資材置場の設置及び資材の屋外保管に関する計画の周知を行わなければならないこととします。

iii 許可申請(新規のみ)

市長の許可を受けるため、資材置場の設置に先だって、住民への周知を行った旨の報告書等の必要な書類を添付し、市長に申請しなければならないこととします。

iv 適合確認の申請(新規のみ)

許可申請通りに資材置場の工事が行われたことを確認するため、資材置場の工事が完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、適合確認の申請を行うこととします。